

# 平成 29 年第 2 回阿武町議会定例会 会議録

## 第 3 号

平成 29 年 6 月 27 日(火曜日)

開 会 15 時 00 分 ～ 閉 会 17 時 13 分

### 議事日程

開会 平成 29 年 6 月 27 日 (火) 15 時 00 分

開会の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
税条例の一部を改正する条例)

日程第 3 議案第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 4 議案第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 5 議案第 4 号 阿武町課設置条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 6 号 阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正  
する条例

日程第 7 議案第 7 号 阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の  
一部を改正する条例

- 日程第 8 議案第 8 号 平成 29 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 9 議案第 9 号 平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別  
会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 10 議案第 10 号 平成 29 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別  
会計補正予算(第 1 回)
- 日程第 11 議案第 11 号 平成 29 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正  
予算(第 1 回)
- 日程第 12 議案第 12 号 平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第  
1 回)
- 追加日程第 1 議案第 13 号 町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改  
正する条例
- 追加日程第 2 議案第 14 号 阿武町副町長の選任につき同意を求めることに  
ついて
- 追加日程第 3 発議第 1 号 議員派遣について

## 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	長	嶺	吉	家
2 番	小	田	高	正
3 番	白	松	博	之
4 番	中	野	祥	太 郎
5 番	西	村	良	子
6 番	田	中	敏	雄
7 番	小	田	達	雄
8 番	末	若	憲	二

欠席議員

なし

## 説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
教育長	小	田	武	之
総務課長	中	野	貴	夫
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与           なし

## 事務局職員出席者

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	茂	刈	立	也

開会 15時00分

## 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。  
こんにちは。ご着席ください。

議員の皆様には、平成29年第2回阿武町議会定例会最終日のご出席ご苦勞様です。ただ今の出席議員は、8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されているとおり、委員長報告、討論、採決です。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、6番 田中敏雄君、7番 小田達雄君、を指名します。

### 日程第2 議案第1号から日程第7まで

○議長 日程第2、議案第1号から日程第7、議案第7号までの議案第5号を除く6件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案6件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(中野祥太郎) それでは、6月20日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第1号から議案第4号までと議案第6号から議案第7号までの6件について、行財政改革等特別委員会の審

議の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）の審議に入り、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の 3 件のいずれも、特に質疑もなくいずれも原案どおり承認することに決しました。

次に、議案第 4 号、阿武町課設置条例の一部を改正する条例の審議に入りました。新しく新設される、まちづくり推進課の職員は、何人体制なのか、現在複数の課にまたがっている地域おこし協力隊の配置はどうなるのか、また、3 年後に協力隊員が阿武町に住んでもらえる体制はできないものか、との質疑がありました。質疑に対して、まちづくり推進課の職員体制は、課長が 1 名、広報統計関係が 1 名、まち・ひと・しごと関係が 1 名、企画定住関係が 1 名の計 4 名体制となる。協力隊員の配置課は、全て、まちづくり推進課、の配置とする。また、協力隊員の 3 年の任期後も阿武町で定住していただけるよう、任期中に定住の準備期間となるように柔軟な対応体制として行くとの答弁がありました。

また、まちづくり推進課のデスク配置場所はどこに配置するのかとの質疑があり、当面は現在の企画・広報係が使用している場所に配置する。しかしスペースが狭いので今後検討するとの答弁がありました。

また、まちづくり推進課と暮らし方研究所（ラボ）との連携をどのように考えているのかとの質疑があり、まちづくり推進課とラボが連携をし、活動人口を多くつくるため、ラボに多くの人に参加してもらい参加してもらった人に影響により、まち・ひと・しごとの成果を上げていきたいとの答弁がありました。

他にも、まちづくり推進課の名称、職員の人材教育、広報のあり方について

の質疑があり、それぞれ答弁がありました。他に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 6 号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 7 号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、関連がありますので一括して審議に入りました。特に質疑もなく、いずれも原案のとおり、可決をすることに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 1 号から議案第 4 号までと議案第 6 号から議案第 7 号までの 6 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただの今委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は、議案第 1 号から議案第 7 号までを一括して行います。質疑はありますか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。

討論は、議案 6 件について一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は、1 議案ごとお諮りします。

まず、議案第 1 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案承認です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 1 号は、委員長報告のとおり承認されました。

○議長 次に、議案第 2 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 2 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 3 号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 3 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 4 号 阿武町課設置条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 4 号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第 6 号、阿武町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 6 号は、委員長報告のとおり

り可決されました。

○議長 次に、議案第 7 号、阿武町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第 7 号は、委員長報告のとおり可決されました。

#### 日程第 8 議案第 8 号から日程第 12 議案第 12 号まで

○議長 日程第 8、議案第 8 号から日程第 12、議案第 12 号までの 8 件を、一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案 8 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(中野祥太郎) それでは、引き続きまして、議案第 8 号から議案第 12 号までの 5 件について、平成 29 年度の一般会計及び特別会計補正予算の審議の内容と結果の報告をいたします。

最初に、議案第 8 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)の審議に入り、歳出から審議しました。2 款、総務費では、まち・ひと・しごと創生特別事業の先進地視察等旅費の内容について質疑があり、1/4 ワークスの京都視察 10 名分と、思い出不動産の取材 2 回分と、空き家対策の講師旅費との答弁がありました。また、同事業の旧奈古薬局風呂屋根改修工事について、ラボの拠点当初水甚にするとのことで、過去に水甚の改修工事費用をかなり費やしているが、当初に水甚の改修工事が必要であったのかとの質疑があり、当初、ラボの集会場所を水甚として出発し、参加者の意見の集積から、今後ラボの拠点を旧奈古薬局に移すことになった。今後の水甚は、引き続き集会拠点

として、活用するとの答弁がありました。

また、ふれあいセンター費のセンター内トイレ改修工事について、障害者のトイレについては、障害者の意見を配慮し改修工事をしては、との質疑があり、障害者のアドバイスを頂きながら行いたいとの答弁がありました。

また、企画振興費の町人会及び阿武町出身者企業訪問費の町人会の状況について質疑があり、大阪が約 30 人、東京が約 50 人の出席があり概ね活況であった。多くの方がふるさとへ帰省されているが、泊まる場所がない、或いは、ふるさとに何らか貢献したいが、ふるさと納税の他に方法が分からない等の話題を多く聞いている。続けていく中で、いろいろな情報交換により、企業誘致から雇用創出などに繋がることもあると思われるとの答弁がありました。

その他に、山口県情報セキュリティクラウド運用負担、町木管理委託料、阿武町 PR ビデオ制作委託料、阿武町特産品開発支援事業補助金についての質疑があり、それぞれ答弁がありました。

3 款、民生費では、保育所運営費について、保育園の保育時間延長を開始するにあたり、保育士の補充は何名くらい必要になるのかとの質疑があり、当面臨時職員を 1 名程度と考えている。との答弁がありました。また、子ども医療費で高校生までの医療費の無料化に踏み切ることで、萩市との感情問題が増長されるようなことはないのかとの質疑があり、萩市も高校生までの無料化の費用試算をされている。しかし、中学生までしか無料化に踏み切れず、担当者からうらやましがられはしましたが、感情問題を増長するまでにはならないとの答弁がありました。

4 款、衛生費では、消耗品費は、健康づくりの強化として、ポイント目標の達成者に景品を贈呈する費用と思われるが、景品を贈呈することの効果はあるのかとの質疑があり、少額の景品であり、景品をもらうために参加はされないとと思うが、健康づくりを一人で続けるのはなかなか難しく、動機付けにはなっ

ていると思うとの答弁がありました。その他に、ゴミの処理トン数、ゴミ袋の使用枚数や常勤臨時職員雇用賃金について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

6 款、農林水産業費では、イラオ山山頂路網整備について、多額の費用をかけて整備されたが、山頂から杉の木が邪魔をして海が見えないのが残念で、対応ができないものか、との質疑があり、杉の木の所有者の伐採が可能であれば検討したいとの答弁がありました。また、現在阿武町では 30a 以上の農地を非農家の方は取得できないことになっているが、全国の市町では、空き家と農地をセットで取得できるように、非農家の農地取得の面積を 1a に引き下げて定住対策にも繋げている。阿武町でも面積の緩和ができないものかとの質疑があり、農業の振興から 30a 以上としているが、今後、調査、研究してみるのを検討課題としたいとの答弁がありました。また、キジハタの放流事業に関して、キジハタが市場へ流通していないが、他の地区でも同様の取組をされており、他の地区に先駆けて成功することができないかとの質疑があり、今後、漁業者、漁協と協議を重ね安定供給へ進めて行きたいとの答弁がありました。また、間伐材魚礁作成業務委託料について、当初は地元で魚礁を作成していたが、再度地元で作成することができないかとの質疑があり、この度の事業は山口県事業で魚礁の規格等の問題から難しいが、地元で作成すれば地元雇用がうまれ非常に良いことであり、今後検討したいとの答弁がありました。

7 款、商工費では、阿武町起業化支援補助金について、昨年度の状況について質疑があり、平成 28 年度は 2 件の企業に補助金を助成しており、それぞれの起業化の状況の説明がありました。また、木与集落側の清ヶ浜のトイレを解体した際に、宇久集落側だけのトイレでは利用者に遠く不便があることから、清ヶ浜のトイレの新設を検討するとのことであったが、その後の対応と、サーファーのトイレ場所もなく合わせて考えてほしいとの質疑があり、現在結論を

出していないままであり、引き続いて検討していきたいとの答弁がありました。

8 款、土木費では、路肩整備工事について、選定場所はどのようにして決めるのかとの質疑があり、高齢化率や自治会が行う草刈り作業の 1 人当たりの草刈り作業時間を基に、地区のバランスを図りながら最終的には自治会と協議して選定場所を決定するとの答弁がありました。

9 款、消防費では、火災報知器の設置率と設置を促す周知について質疑があり、平成 23 年に行ったアンケートでは約 80 パーセントの設置率で、引き続き防火訓練の際や消防団の点検により周知の徹底を図りたい。また、高齢者で設置が難しい場合は、消防団による設置を促しているとの答弁がありました。また、各消火栓から各家庭にホースが届かない世帯数を把握されているかとの質疑に対して、具体数は把握していないが、現在調査を行い届かない消火栓にはホースの追加を検討しているとの答弁がありました。

10 款、教育費では、図書館等検討委員会について、どのような方を委員に選定するのかとの質疑があり、学識経験者 1 名、教育関係者 1 名、利用者として女性団体 1 名、老人クラブ 1 名、小中学校の PTA 1 名、保育園保護者 1 名、地域経済者 1 名、町長が必要と認めた方として 3 名の、合わせて 10 名。他に必要に応じて外部から専門者、学識経験者などの方を考えているとの答弁がありました。また、図書館の整備について、3 月議会で事業化が可決しているのに何故、今、可否の委員会を立ち上げる必要があるのかとの質疑があり、町長より、教育上など、読書の必要性はよく理解しているが、人口が減少し利用率が少ない図書館を、膨大な整備費用、運営費用をかけて図書館を整備する必要があるのかという疑問から、町長選の公約として掲げ町長に就任したため、委員会の中で、よく検証、検討していただいた結論の上で判断を決めたいと野答弁がありました。また、萩市の図書館の協力費が、前年と比べ上がっているのは何故かとの質疑があり、平成 28 年度に図書館のシステムの見直しと阿武町

民の利用率がやや上昇したためと答弁がありました。その他に神楽等映像記録保存委託料、レノファ応援のバス借り上げ料について質疑があり、それぞれ答弁がありました。

13 款、諸支出金では、柳橋分譲宅地造成工事について、平成 30 年度から販売を開始する予定になっているが、区画や坪単価について質疑があり、24 区画で 1 区画 90 坪から 10 坪を計画しており、単価はまだ決めていないとの答弁がありました。

歳入については特に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 9 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 1 回目）の審議に入りました。国民保険税の誤徴収が発生しているが、どのような経緯であったかとの質疑がありました。質疑に対して、後期高齢者のシステムで、徴収の基準となる所得の誤判定から、全国で誤徴収が発生した。同様の判定システムを使用している当町の国民健康保険税を調査した結果、不足徴収 1 世帯、過徴収 4 世帯の発覚があった。速やかに誤徴収世帯にお詫び、経緯を伝え、不足徴収分についても納税いただき、全世帯で了承いただきましたとの答弁がありました。他に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 10 号、平成 29 年度国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 1 回）の審議に入りました。診療所の臨時看護師について、正規看護師が慣れるまで、期限付きの支援として臨時採用されたと思うが、いつまでの契約になるのかとの質疑がありました。質疑に対して、正規看護師の今までの職場と環境が違っていることなどから、かなり時間が経過しているが、ドクターからの判断待ちとの答弁がありました。他に質疑もなく、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 11 号、平成 29 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予

算(第 1 回)の審議に入りました。特に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 12 号、平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)の審議に入りました。阿武町の要支援者、要介護者の認定者は何名いるのか、また県平均と比べてどのような状況かとの質疑がありました。質疑に対して、要支援者、要介護者数の報告があり、県平均の水準との答弁がありました。他に質疑もなく原案のとおり可決することに決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第 8 号から議案第 12 号までの 5 件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、議案第 8 号から議案第 12 号までの 5 件について、一括して行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 質疑なしと認め、これより討論に入ります。討論は、議案 5 件について、一括して行います。討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長 討論なしと認め、これより採決を行います。採決の方法は、会議規則第 81 条第 1 項の規定により起立により、一括して行います。3 番は、「挙手」により行ってください。

○議長 お諮りします。議案第 8 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算(第 1 回)から議案第 12 号、平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 回)までの 5 件についての、委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の起立を求めます。

(「起立」全員。)

○議長 お座りください。起立全員です。よって、議案第 8 号から議案第 12 号までの 5 件については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長 ここでお知らせをしておきます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

○議長 ここで、10 分間休憩します。

休 憩 15 時 26 分

再 開 15 時 36 分

○議長 休憩を閉じて、休憩前に引き続き、会議を再開します。

#### ○追加日程第 1 議案第 13 号

○議長 ここで、町長から議案第 13 号が提出されました。これを日程に追加し議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

追加日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○議長 追加日程第 1、議案第 13 号 町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例、を議題とします。執行部の説明を求めます。総務課長。

○総務課長 それでは、議案第 13 号 町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。本議案につきましては、本定例会の初日にご議決を頂いております、議案第 5 号、阿武町副町長定数条例の可決に伴い、阿武町に副町長を置かないことの条例が廃止され、これに伴い関係する条例の改正を行うものであります。

それでは 3 ページをお願いいたします。新旧対照表で改正部分をご説明させ

ていただきます。最初に第 1 条関係で町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。これは題名の町長の次に等を追加して、町長等とすることをはじめ、第 1 条の町長の次に及び副町長を追加し、第 2 条から第 5 条まで及び第 7 条から第 10 条までの町長をそれぞれ町長等に改正するほか、別表に新たに、副町長の給料月額 56 万 8,000 円を加えるものであります。

次に、第 2 条関係であります。次に第 2 条関係の阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正及び第 3 条関係の阿武町教育員会教育長の給与等に関する条例の一部改正であります。いずれも改正後の町長等の給与及び旅費に関する条例を準用するための改正であります。また、6 ページから 7 ページには、6 月 23 日付けの阿武町特別職報酬等審議会の答申書の写しをお付けしておりますが、ここに答申されていますように平成 26 年 4 月 1 日から町長をはじめ、議会議員等の報酬等が平成 17 年 5 月以前の報酬等に復元されていることから、副町長の給料月額につきましても、平成 17 年 5 月以前の助役時代の給料月額と同額とし、これを是とする旨の答申を得ておりますので、今回この答申にしたがい給料月額の追加改訂を含め関係条例の一部を改正使用とするものであります。なお、8 ページには、報酬等審議会にも提出いたしました県内の町の特別職の報酬等の状況の表をおつけしております。それぞれ町長をはじめ副町長、教育長、そして議員の報酬等も掲載しておりますが、下段の方にそれぞれ、町の平均、市の平均、県の平均を掲載しております。特に今回追加改訂をお願いしております副町長につきましても、町の平均に比べて低い給料設定となっておりますので、ご参照いただければと思います。以上で説明を終わります。

○議長 以上で、執行部の説明を終わります。これより、議案第 13 号の質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と言う声あり)

質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。

○議長 続いて討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と言う声あり)

○議長 討論なしと認め、これをもって討論を終了します。これより採決を行います。

○議長 お諮りします。議案第 13 号、町長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

## ○追加日程第 2 議案第 14 号

○議長 ここで、町長から議案第 14 号が提出されました。これを日程に追加し議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号を日程に追加し、追加日程第 2 として、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○議長 追加日程第 2、議案第 14 号、阿武町副町長の選任につき同意を求めることについて、を議題とします。執行部の説明を求めます。町長。

○町長 それでは、議案第 14 号、阿武町副町長の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。本案件につきましては、去る 6 月 6 日初日に、ご議決いただきました、副町長 1 名の選任でございますけれども、地方自治法第 162 条の規定によりまして、議会のご同意をお願いするものでございます。

氏名は、中野貴夫、住所、阿武町大字木与 369 番地、生年月日、昭和 36 年 11 月 28 日でございます。任期につきましては、4 年で平成 29 年 7 月 1 日から平成 33 年 6 月 30 日までということでございます。なお、裏面に略歴書をつけておりますので、ご参照いただきたいと思います。ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 以上で、執行部の説明を終わります。ここで、中野総務課長につきましては、一身上のこととありますので一時退席をお願いいたします。

○議長 これより、議案第 14 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。

○議長 本案につきましては、討論を省略し、これより採決を行います。採決の方法は、会議規則第 81 条第 1 項の規定により、起立により行います。なお、3 番は、挙手により行ってください。

お諮りいたします。議案第 14 号、阿武町副町長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方の、起立を求めます。

○議長 お座りください。起立、全員と認めます。よって、議案第 14 号につきましては、原案のとおり同意することに決定しました。ここで、中野総務課長の入場を許可します。

[議員派遣の件]

○追加日程第 3 発議第 1 号

○議長 ここで、お諮りします。発議第 1 号 議員派遣について、を日程に追加し直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、発議第 1 号を日程に追加し、直

ちに議題とすることに決定しました。

追加の日程及び議案については、お手元に配布のとおりです。

○議長 追加日程第 3 発議第 1 号、議員派遣について、を議題とします。

○議長 これについては、お手元に配布しておりますように、8 月 24 日から 25 日にかけて、島根県美郷町（みさとちょう）及び邑南町（おおなんちょう）で実施の議員研修視察に議員を派遣するものです。これを決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり。）

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、発議第 1 号、議員派遣については、原案のとおり決定しました。

○議長 こで、全員協議会のために、暫時休憩します。資料をもって、委員会室へ移動をお願いします。

休 憩 15 時 51 分

（この間、全員協議会）

再 開 17 時 11 分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。

○町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。今期議会は、私が町長に就任して、初議会というふうなことでございまして、特に補正予算、これにつきましては、肉付け予算というふうなことで私のカラーをある程度、初年度でありますが出させていただいた予算となりまして、4 億 7 千 8 百万円というところで、全体で 28 億余りの予算となったところでございます。中でも私の一番基本としております、子育て支援、それからそういった方々の、保護者の子育て支援、というふうなことで高校生までの医療費の無料化、これを一応 10 月からというふうなことでご説明申し上げましたが、それから福賀地区、宇田郷

地区の高校生が通学しておりますけれども、これらの交通費の負担軽減、こういったこと、それから高齢化に対応するというふうなことで、道路の法面等のコンクリートで舗装すると、こういったふうな予算も 2 千万円程度計上させていただきまして、また、福賀地区からは大変要望の強かった、グラウンドゴルフ場、これの休憩所或いは、トイレ、これらも予算化させていただいたところでもあります。他にも、細かい事業は沢山ご承認いただいたものもありますし、また、今後いろいろな形で、予算を見ながら財政の状況を見ながら、皆さん方にお約束してきたことは、2 年度、3 年度というふうな形で、私も町民の方々のご意見を聞きながら、やっていきたいというふうに思っております。

それから、組織改編といたしまして定住等を主にやっていく、こういったもののプラットホームというふうな、意味を含めてまちづくり推進課、これの設置につきましても、ご議決いただいたところでもありますし、危機管理というふうなことで、副町長につきましても、現総務課長の中野貴夫を副町長というふうなことで、ご同意を頂いたところでもございまして、7 月 1 日付で任命をしたいと、私は考えておるところでございます。それから、いま、先ほど全協の方でも話がありました、木与防災につきましても、話しのとおりでありますけれども、これにつきましても、私も積極的に出かけていき、また要となりますところの、木与の方々の同意、これにつきましても、地元中野議員も一生懸命頑張るというふうなことでありますが、私も一緒になって、これはほんとにあの、正否がかかっている、1 日でも早くやるためには、これにかかっているということでもありますから、私も全力を挙げて地域の方々にお話を申し上げたいというふうに思っているところでもございます。いずれにいたしましても、私は、自分のモットー、打てば響くというふうなことを言っておりますので、住民の方々の意見も聞きながら、そしてタイムリーに皆様方と意見交換しながら、事業を進めていきたいと、いうふうに思っておるところでもございます。これから

も皆様方と協力して、一緒になって、町づくりを進めていけたらと思っているところでございます。今期議会大変お世話になりました。ありがとうございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

○議長 閉会に当たり、私の方からも一言、挨拶を申し上げます。6月6日から始まり、本日までの22日間で開催されました、平成29年第2回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり本日を以て閉会するはこびとなりました。ありがとうございました。

花田町長におかれましては、初議会であり、先ほど議決されました平成29年度一般会計補正予算は、3月の骨格予算に肉付けをした予算であります。花田町長の町づくりに対する思いが入った、この補正予算を元に、これからの町づくりを進めて行くわけです。各計画に基づき、それぞれの施策が図られることと思いますが、執行部におかれましては、審議中に出た意見に十分配慮され、予算執行に取り組んでいただきたいと思います。我々議会といたしましては、執行部の予算執行に十分目配りをしていきたいと思っております。

また、先ほどの追加議案により、7月1日から中野副町長が誕生するわけですが、単独町政を選択したときから、副町長は廃止しておりましたが、これも花田町長の強い思いの中で副町長が誕生する運びとなりました。しかし、これからは厳し財政状況は続くと思われまじし、その中でしっかりと地方創生を成し遂げて、いかなければなりません。

中野副町長に期待するものが大きいものもあると思いますが、花田町長と一緒に、山口県に阿武町あり、と言われるよう、頑張っしてほしいと思います。議会といたしましても、町づくりには今までどおり積極的に関与してまいりますので、議員各位におかれましても、しっかりとご尽力を賜りますよう、お願いいたします。閉会の挨拶といたします。

○議長 以上で、6 月 6 日から本日までの 22 日間の全日程を終了しました。これにて、平成 29 年第 2 回阿武町議会定例会を閉会します。  
全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉 会 17 時 13 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 小 田 達 雄